

Matheson の操業停止と火災損失の評価

竹 田 範 義

I. 序

19世紀の80年代に英文での世界で最初といわれる「減価償却 (Depreciation)」という言葉を書名に付した著書が出版された。それは Ewing Matheson, *Depreciation of Factories* (1884)¹⁾である。本書は2部から構成され、第I部が減価償却論、第II部が評価論 (Valuation) である。これまでには、Matheson の減価償却について論じ、さらに評価についても価値の定義、継続事業、レンタル価値、課税評価および立地条件についてすでに論考してきた。

そこで、本稿では Matheson の評価論に関する残された課題の中の二つの課題、操業停止した場合の工場の価値と火災による損害の評価を中心としてその内容を紹介することを主な課題とする。それに先立ちこれまで彼の経歴において不詳としていた部分の補足を行うことから始める。

1) Ewing Matheson, *Depreciation of Factories Mines and Industrial Undertakings and their Valuation*, 1st ed., London, 1884, 2nd ed., 1893, 3rd ed., 1903 and 4th ed., 1910. 以上のように本書は、4回改訂された。

II. Matheson の略歴の補足と評価原則の確認

1. *The Engineer* 誌による略歴

すでに彼の生涯に関する履歴については、これまでに幾度か述べてきた²⁾。その中では彼に関する生年と没年について知り得る資料を入手することができず、この部分については省略して来た。今回、Matheson が所属したイギリス土木技師協会の機関紙 *The Engineer* に掲載された彼の死亡記事³⁾を確認することができ、その隙間を埋めることが可能となった。そこで当該死亡記事を基にした彼の略歴を紹介し、当該協会における彼の評価を見てみることにする。

当該記事は *The Engineer* 誌の1917年12月14日に掲載されたものである。そこで7日に協会員であった Matheson が死去したと伝えられた。彼は1840年2月26日に London で誕生し、およそ78年間の生涯であった。彼ははじめ Derby の Andrew Handyside 社で技術教育・訓練を受けた⁴⁾。当社で1873年から1903年までパートナーさらに取締役となった。彼の監督の下で当社が建てた建造物には、国内外の多数の橋梁とともに、London の St. Pancras 駅、Glasgow の St. Enoch's 駅、Manchester の Central 駅、Agricultural Hall および Olympia などの屋根などがある。また1874年から1903年まで consulting Engineer として R. C. Grant と共同事業 (Matheson & Grant 社) を London で行った。そこでは、半年ごとに Engineering Trades Reports が刊行された。これは25年間にわたり発行され、国内外に広く知られ、信頼性の高いものと考えられていた。この作成の責任は Matheson

2) 竹田範義・相川奈美編著『会計のリラティヴィゼーション』創成社、2014年、312-316ページ。竹田範義「Matheson 評価論への基礎」『商経学叢』（近畿大学商経学会）第56巻第2号、2009年、85-102ページ。村田直樹編著『会計の諸機能—企業会計の史的展開—』創成社、2001年、50-59ページ。竹田範義「Matheson 著『工場の減価』」『経世論集』第7号、1981年、142ページ。

3) “Obituary, Ewing Matheson”, *The Engineer*, 1917, December 14, 523ページ、以下本節は当該記事に基づいて論じていく。

4) 各詳細な説明については、竹田・相川編著、前掲書、2014年および竹田、前掲論文、2009年を適宜参照してほしい。

のみにあったように思われる。

1887年、Matheson は Farnley Iron 社の社長 (managing director) になり、彼の引退する1915年まで当社の経営に関与し続け、死去するまで取締役の地位にあった。彼は多年にわたり Leeds の商工会議所と深く関係し、当市の参事会員となり、そこで電力委員会議長を勤めた。

彼の生涯は、健康を害する1、2年前まで、広く知的関心を持った不屈の精神の人であった。多忙の中、著述するための時間を見いだすように努力をした。彼の最初の著書は1873年に出版された *Works in Iron* である。本書は様々な鉄構造物を分類し、多くの A. Handyside 社製品を例示したものである。それは鋼材が一般に建設目的に使われる以前のものである。彼のその他の出版物には、*Aid Book to Engineering Enterprise* および *Depreciation of Factories, Municipal and Industrial Undertakings and their Valuation* がある。また彼は多年にわたり *The Engineer* 誌の有益な投稿者として貢献し、また工学に関する課題への進歩と効率の熱心な提唱者であった。彼は自分の専門に直接・間接に関わる問題すべてに極めて博識であろうとし続けたのである。1876年5月に土木技師協会の会員に選ばれた。

さて、ここで Matheson の著書 *Depreciation of Factories* について、アメリカの技術誌 *Engineering Magazine* で簡潔な著書紹介がある⁵⁾ので、それについて若干の指摘をしておこう。そこでは棚卸しや評価という問題を科学的に取り扱い、それらに関する諸原理を説明した大いに価値あるものであると評価している。また評価問題に関しては、評価に影響を及ぼす多くの条件と十分な議論を展開している。著者は全体としての事業評価と工場における建物と設備の評価を論じている。このことは Matheson がアメリカで知られていた一例として指摘することができる。

5) Hugo Diemer, "Bibliography of Works Management," in *Engineering Magazine*, New York, Vol.27, 1904, p.630.

2. Matheson の年齢別略歴

1840年にロンドンで誕生したことは先述した。1854年、14歳の時に A. Handyside 社に入り、そこで徒弟教育を受けることになった。その徒弟期間は7年で修了し、1862年、22歳の時に London 支社のアシスタントとして London に戻った。それからまた7年後の1869年、29歳の時に当社のパートナーとなった。そして1873年当社が株式会社に組織変更したとき取締役となった。既述のようにこの年に彼の最初の著書 *Works in Iron* が出版された。このとき彼は33歳であった。翌年には London に R. C. Grant との Matheson & Grant 社を開業した。1868年に彼の投稿論文が *The Engineer* 誌に掲載され高く評価されていた。これに関連する論文が1870年にも掲載された。1876年36歳の時に土木技師協会の会員に選ばれた。この年に著書 *Works in Iron* の第二版が出版された。

1878年には *Aid Book to Engineering Enterprise* の第 I 部を出版し、1880年に第 II 部を出版した。本書は1890年に第二版が出版されるが、この時に1冊に纏められている。1882年42歳の時に *The Engineer* 誌への投稿論文 “Steel for Structures” にて協会論文賞 Telford Premium を受賞した。1884年すでに述べた *Depreciation of Factories* が出版され、その時彼は44歳であった。3年後の1887年に創業者である Andrew Handyside が死去した。この年に Leeds にある Farnley Iron 社の社長になっているのは上述の通りである。時に Matheson は47歳であった。

1903年、Matheson63歳の時に50年間関係した A. Handyside 社、および Matheson & Grant 社の両方を辞めていることから、おそらくここから活動の中心地を Leeds に移したと考えられる。この7年後の1910年彼が70歳の時に A. Handyside 社は突然の倒産を迎えたのである。またこの年は *Depreciation of Factories* の最終版である第四版が出版された年でもある。

3. Mathson 評価論における一般的原則の確認

Matheson は、評価について論じるに際し、まず「価値 (value)」とい

う用語が使われる状況で様々に評価されることから、以下の状況からの価値分類を指摘することから始める⁶⁾。

1. 強制収用における売り手側にとっての価値
2. フル稼働状況の工場ないし事業の社員（パートナー）間にとっての価値
3. 上記工場に確立された経営や取引先という有利性をもつ継続事業としての買い手側にとっての価値
4. 課税評価額
5. 操業停止時の全体としての価値
6. 火災に際しての査定価値
7. 土地、建物および設備を廃棄し、個別に売却する場合の価値
8. 競売価値

これらの状況に関する評価について論究していくのである。この中から次章から 5. 操業停止時の全体としての価値、6. 火災に際しての査定価値、7. 土地、建物および設備を廃棄し、個別に売却する場合の価値、8. 競売価値について述べることになる。これらは Matheson の評価論における第10章が 6. 火災に際しての査定価値に、それ以外の価値が第 9 章で取りあげられている。これらの価値についての Matheson の記述の紹介に入る前に、今一度彼の評価論における一般的な原則ないし見解を簡潔に確認することからはじめたい。

Matheson は、価値を売れるものということから出発する。自由競争において、価格は需要と供給により決定される。そして、一般に購入側は過去、現在および将来の予想収益力および純利益を価値評価基準とすると考える⁷⁾。この利益という評価基準は購入側を誘引する主要な要因であるが、これにはさまざまな条件が関係し、それらを考慮すると一定のルールはな

6) E. Matheson, *Depreciation of Factories and their Valuation*, 1884, p.59. 竹田範義、前掲論文、2009年、89ページ参照。

7) *Ibid.*, pp.59-60. 竹田範義、同上論文、2009年、89-90ページ参照。

いと結論し、購入者を誘引する諸要因を種々考察している。その際に、その工場の有利性や経営管理者の能力、さらには経済状況なども考慮しているのは彼の議論の一つの特徴である。

一般的な価格決定の条件に言及してから、工場の価値を決定する条件を指摘する。そしてこれら条件を一般的条件と特別な条件に分類し、一般的な条件から論述していく。前者は、必要な資本額とその調達方法(manner)、工場の立地条件(Locality)、保有条件(Tenure)および当該事業でその地域または敷地を所有する有利性(Advantages)に関するものである。後者は、工場自体、建物および設備に直接関連するものである⁸⁾。

さて、Mathesonの論述には全体の中心論点を始めに提示し、それから順次展開していくという特徴がある。その説明形式は本書全体を通して一貫していると思われる。

Ⅲ. 操業停止に伴う工場の価値

1. 操業停止した工場全体に関わる価値

(1) 操業停止の諸要因と工場への影響

ここでは、一般的な継続事業の状態、すなわち工場が稼働している状態にはない操業停止状態にある工場の評価について見ていく。そこではまず工場全体としての操業停止の諸要因とそれに関わる問題をMathesonの論述に従って紹介していくことにする⁹⁾。

工場全体としての評価において、採算が取れていた、または利益を生み出すことのできる事業が、なぜ操業を停止したのかという副次的な課題がある。これについては、所有者の死亡、急激な事業の衰退、および経営者の経営能力または注意の欠如などの回答がありうる。このようなことについては、きちんと調査しておき、それまでに誤りがあれば正しておかなければ

8) *Ibid.*, p.62. 竹田範義、同上論文、2009年、91ページ参照。

9) *Ibid.*, pp.76-82. 本書第9章について紹介していく。

ればならない。そのためには、このような変化の時期が絶好の機会となるのである。そして、不成功が根本的な原因から発生している場合、工場を解体し、設備を売却することが最良方法であることは明らかである。この原因として不適切な立地条件がある¹⁰⁾。それは、場所という原因によって、より好立地の工場と競争ができず、他のすべての点で能率的であっても工場をまったく無価値ものにしてしまうからである。

工場の失敗にはその利用している資本に対して過大な負担を原因とする場合がある。工場とそれを稼働するのに必要な資金が、占有者の自己資金で賄われていれば、ほとんど利益がなくとも、またその利益が工場を売却した金額で得られる利子より少なくなるまで、工場の操業を続ける方が良いかもしれない。しかし、その占有者が借入金で操業している場合、または地代ないし利子を優先的に支払わなければならない場合には、督促に基づく支払いをするために資本の取崩が必要となり、それにより工場を継続することができなくなる¹¹⁾。

工場を新たな環境のもとで再出発させることができるとすれば、工場の操業停止が全て不利ということにはならない。それは、ここでそれまでの誤りを正し、債務を一掃することで事業再開の良い機会となるからである。古い取引関係などの「暖簾」¹²⁾は失われるが、すでに導入された設備や機械の土台、取付物およびその他の付属品の価値は当然維持される。さらにこの機会に修繕や再調整ができるという利点もある。このことは継続している事業で実施することが難しいことである。しかし、機械が停止した時、その評価において、再開に伴う危険または不確実性に備えて、何らかの引当が必要となる。機械類のほとんどは稼働しない遊休時でも損耗するからである。そして、あるものは継続稼働時よりも、このような期間の方が大

10) *Ibid.*, p.105参照。これ以降、ページ数の後に「参照」とある注記は、本書内で Matheson が参照を指示したものを示している。

11) *Ibid.*, p.18, pp.63-64参照。積立金と継続事業における資本および借入金について述べている。

12) *Ibid.*, p.69参照。継続事業における暖簾について述べている。

きな損害を被ることもある。

工場が産業の中心地という好立地条件下に存在すれば、すぐに購入者が現れなかったとしても、その価値は確実に維持される。一般の購入者には関係がなく、ある者にとっては価値があるような場合、工場の売却が公表されることがある。それは、その購入者が近隣に土地を持っていたり、近隣で生産をしていたりして、その工場が操業することによって価値が上がり、その停止によって損害を被ることになる場合である。またその購入者がきわめて関連性の高い補完的な製造業者である場合もある。このように販売を公表することは時に思わぬ競争を引き起こすこともある。工場の操業停止が近隣に損害をもたらす場合、財産の所有者または余裕資金を持つ小売商が、利益が予めほんの僅かしか望めないと分かっているにもかかわらず、その事業再建の危険を喜んで分担しようとする。なぜならば、それによってその地方に賃金支出をもたらし、その結果として家賃への効果およびその他の直接間接の利点から彼らに利することになるからである¹³⁾。

(2) 設備・機械の価値

ここで操業停止時の設備及び機械の評価について、工場が解体されずにそのまま引き継がれる場合にどのように算定し、また留意すべき点はなにかについて論じられている。

まず、機械の評価について論じていることを見てみよう。価値算定すなわち評価は、機械が目的適合的であることを前提に、原初原価（取得原価 original cost）に設置費用（expenses of installation）を加え、その年齢と摩滅に応じた減価額とさらに必要な実際の修繕費を差し引いて算定したものである。

$$\text{機械価値} = \text{原初原価} + \text{設置費用} - \text{減価額} - \text{修繕費}$$

13) *Ibid.*, p.111参照。ここには立地条件に関連することとして言及している。

時に機械または装置に補強、改良ないしは付加などの改造をすることで新品の時よりも価値が高くなることもある。

工場にはときに非常に古く摩滅している設備が撤去されないことがある。それは邪魔でなければ相当な期間そのまま残されるが、更新が必要なのは明らかである。しかし、それには、工場購入での資本支出を直接減らしたり、新たな機械の購入を数年間先送りできたりするなどの利点もある。

もし機械が摩滅しすぎていて最善の作業ができないとしても、次善の作業に役立つものもある。しかし、ここで注意するのは、単なる部分的摩滅と陳腐化とを区別する必要があるということである。例えば、企業に新たな労働節約的な工程が導入され、そこにより状態の機械が無償で提供されたとする。ところがその機械は、利用するのに競合する工場よりずっと多くの労働が必要になるとか、粗悪品を生産することになるとする。そうなれば、それを使うことによって逆に損失が生じることになる。そこで、当該機械は、いかに損失となろうとも処分し、それほど厳格さを要しない類似作業の利用者に売却すべきである¹⁴⁾。

工場が以前と同じ事業で操業を再開する場合、その設備は継続企業と同じ手続きで価値の算定をすることになるが、次の違いを伴っている。継続事業では、暖簾に対する加算がある。これに対して、操業停止工場では、全てを利用に供するまでにかかる時間を償う何らかの減算が必要であろう。

自己の製品製造のためには交換を必要とするならば、それに要する改造原価を考慮しなければならない。そのような場合、その購入者は設備価値の引き下げを要求する。当然、売り手はそのような価格引き下げを受け入れず、その工場に本来の利用をする購入者を待とうとする。しかし、本来の利用に対して機械の陳腐化があると、逆に製品製造のための交換が売り手有利と一般になる。

新規参入者は設備価値の見積もりに際し、これまでの占有期間中に工場

14) *Ibid.*, p.16参照。ここには陳腐化機械の売却について述べられている。

がよく稼働していたという評判を主な指針とする。そこでは、その占有者が技術力および判断力があって、彼らによる設備の選択および調整がそれにより価値を持つと考えられるからである。逆に、無能な経営によって工場が操業停止したことから、その設備は過小に評価されうるのである。

2. 工場解体に伴う設備・機械の売却とその価値

工場の解体 (dismantle) は、当然、設備の撤去を伴うものである。その設備の損失は設備の性質とその設置方法に依存する。第一に土台と建物への設置に対する投下資本はすべて失われる。そして設備はその他の場所で再建するとすれば、その時の価値から解体原価及び撤去費用の控除を考慮しなければならない。したがって、何ら特別な設置を要しない独立式の機械であれば、撤去しやすく損失も僅かですむのである。これに対して、ボイラーや炉のように部分的にレンガ造りの機械または装置の場合、その損失はかなり大きくなる。

土地や建物にはそれぞれ特性があり、それに合わせて特別な形や大きさとで機械が製作されているときには、さらに大きな減価が発生する。そのような特別な形は、シャフト類、パイプ類およびベルト類などを切断して再利用廃物にし、新たな条件に合わせて改造することになる。基本的に簡潔な設計は、そのような原因による損失を最小にする。

一般に、多くの産業でよく使われている設備が最もよく売れるものである。それは、エアーコンプレッサーとか深い井戸ポンプよりも、小型エンジン、普通の穴あけ機またはねじ切旋盤の方に、入札者が一般に多いことからわかる。しかしながら、これには例外があり、新品が容易に入手できない特殊な機械に激しい競争が時に起こる。そのことがよく起こるのは、それに関わる産業が活況を呈する時である。製造業者には設備を追加して直ちに利益を得ようとするものがおり、新しい同種機械がすぐに準備できないときには、すぐに利用できるものをしきりに買おうとするものである。それ故に古い機械をすぐに売却するのではなく、良い機会を待つ方が

よい場合もある。

中古設備の最低価値は、撤去および解体にかかった費用を差し引いた古い材料価値である。すぐに手に入る新しい類似品の価値が最高価値である¹⁵⁾。これら両極端の範囲で、実際の価格は、その付随する状況によって決定される。それには販売のための立地条件がある。もしそれが同種ないしは類似した産業に多くの人々が従事する市や郡であれば、そうではない状況下に比べてずっと多くの入札者がいるだろう。というのは大規模ないし重要な販売には遠くの購入者まで引きつける必要があるからである。設備をより適した立地条件の場所に移す方が良いとしても、これには一般に費用がかかりすぎ、ほとんど採用されることはない。

最良価格 (best prices) は、一般に自分で使うために購入しようとする人が提示するものである。そのような購入者がいない場合、その販売は販売業者 (Dealer) に依頼することになる。販売業者は転売のために購入するので、新たな状況のもとで価格を決定することになる。というのは、販売業者は仲介料を求め、さらにまたその撤去費用ばかりでなく、保管費用、顧客を待つ間の利子損失、時の経過による損耗または購入した設備を陳腐化させる改良の危険、およびスクラップ価値または古い材料価値にしかならない偶発的事故などを考慮しなければならないからである。

販売業者へ売却する場合、品目の製造元の名称とその評判には特別な価値がある。最初の購入者は有益なものかを見るために運転中の現場の機械を見るけれども、販売業者の店舗品から購入を目論む者は、その製造元の名称、ブランド、商標により主として導かれるであろう。このことは新品の設備の購入者も考慮すべきである。それは再販売する場合に、最良価値 (best value) を維持するという利点をもつものを選択することになるからである。公共事業の請負業者は、一つの契約のためにのみ使用する設備を購入することになることから、当初より再販売を考えている。その再販

15) *Ibid.*, p.31参照。ここは両極端の価値範囲についての言及である。

売が、まさに損益を大きく左右することになるので、ロコモティブ、蒸気クレーンまたはその他の重要な設備を購入する時には、このことを考慮に入れるのが一般的である。

他方、販売業者は時に利用者よりも多く支払いうる。彼らは販売での出席者よりもずっと広い範囲に購入者を持っている。彼らは顧客が今何を捜しているかについて知っているとか、適切な支出によって購入品にその支出以上の改良を加える方法を考えている。

最低価格 (reserve) のない販売は、売り手に多大な損失をもたらすかもしれない。そのため売却物件に最低競売価格を設定することで、そのことを避けようと努める。しかしながら、その物品が重いかまたは扱いにくい場合、また強制的な撤去が必要である場合、売却の延期は困難である。このような場合、また入札者間の不正な談合の場合にも、その多くは競売人の能力と経験に依存している。

IV. 火災損失の評価

Matheson の評価論第10章「火災による損害の評価」について、その詳細を彼の論述に従って紹介していく¹⁶⁾。

イギリス保険会社では、火災保険は損害填補 (indemnity)¹⁷⁾を原則とする実務であった。それは、事前に支払保険金額が確定している海上保険や生命保険とは異なるものである。例えば、£1,000の保険の掛けられている工場が火災で全焼または分焼した場合、その損害額を査定し、£1,000を上限に実際の損害額に対してのみ支払われることになる。

その火災における損害額を正確に見積もることは当然難しいものである。そこでその工場に関わる帳簿や書類が保存されていれば、そこから送り状

16) Matheson, *ibid.*, 1884, p.83-88. 本書第10章について紹介していく。

17) ここでは損害填補 (indemnity) を保険金の金銭による支払いとする。これに対して原状回復 (reinstatement) は保険金の現物による補填とする。Matheson, *ibid.*, p.82 and p.87.

やその他の証憑類等によって工場に投下した設備、材料及び在庫品等の原価を知るのに利用できる。もしこれらの証憑類を焼失した場合、設備や物品の供給業者からその証拠類を収集しなければならなくなる。

火災による損害を見積もるための基礎となるものは、火災直前にあったその財産の価値である。そして、それら損壊した品目の財産価値は時価ないし市価 (current or market value) であって、それらの取得価格 (original price) ではない。その価値には上下変動があり、被保険者はそれに基づいて支払いを受ける。それに、減価償却の問題は必然的に生ずることになる¹⁸⁾。それは、保険会社が、古い建物や設備の代わりに原状回復するとか、新しいものを提供するとかを引き受けてはいないからである。

被保険者は補償総額が保険証券を超えないことを条件として、火災時に備えられていた設備価値まで補償される権利がある。それには据付費と同様、土台や付属物の原価全てが含まれることになる。さらに被保険者には瓦礫処理原価も認められることになる。このような基準と減価償却予想控除の引当てをしても、その支払金額は十分に工場の原状回復をするものとなる。保険会社が建物や設備の減耗状態により請求するかもしれない控除のために、被保険者は工場設備の稼働期間に関する情報提供が求められる。

価値を引き下げるものとして、減価償却、陳腐化および無形資産の時の経過などが挙げられる。古い工場を持つ人が減価についてなんらの償却もしていなければ、会計帳簿上に記録された資本価値と回収可能額との間に欠損差額を残すことになる。設備が陳腐化していれば、それもその原初価値を減少させるものと考えられる。特許権も原初原価を増加させるとしても、その後期間の経過にともなって考慮されなくなる。

逆に、壊れてしまった設備が、その種類や調整によって、購入時よりも価値が高くなっていたことが示されうるならば、その被保険者はそれに応じた補償を受ける権利がある。設備を規則的に減価償却したとしても、そ

18) *Ibid.*, p.12参照。ここは火災保険との関連を示唆した箇所である。

の減価償却後の価値のみが請求できるというわけではない。減価償却は結局偶発事故に一致する単なる見積もりに過ぎないものである¹⁹⁾。損害をうけた財産に精通した鑑定士ないし技術者がその損害を査定するために雇われる。そして係争問題になった場合、裁定に訴えることになる。この場合、保険会社には保険証券に和解形式への権限が一般に留保されている。

時に評価には、保険証券発行時に保険会社に提出された十分な財産内容記述が役立てられる。しかし常に設備額が変動している工場の場合、全てを前もって決定することもできないし、またそのような詳細な記述がないからといって被保険者の請求を禁じることもできない。

しかしながら、保険時に最高価値となる区分すべき財産類がある。例えば、設計図、原型、模型および鋳型などで僅かな金額のものではなく、事業上特別な価値がある場合である。それには最大価値総額が示され、保険会社は当該品目いずれにも支払額を制限することになる。

製造業者の所有する製品ないしは半製品については、その製造原価が損害の尺度となる。そこでは利益を排除し、設備ないしは機械に投下された資本利子も加えない。

火災保険には、分損(Partial loss)についての条件で海上保険と大きく異なる点がある。たとえば、工場が一建物から成り、それが£10,000に相当するとして、その所有者がそれに£8,000の保険をかけていたとする。その工場が火災に遭い、その一部が保険金額£8,000の範囲内で焼失した場合に、その保険会社は、イギリスの一般実務に従って、この金額を支払う。一方、海上保険においてはこのように総価値の8/10で保険がなされていた場合、分損の8/10が支払われることになるのである。

このイギリス火災保険会社の規程は、それらの会社によって保険のつけられた植民地財産にも拡張適用する。しかし、諸外国のほとんどで、海上保険での条件が火災保険にも適用されており、イギリスの火災保険会社も

19) *Ibid.*, p.21参照。ここは減価と偶発事象との関係を指摘したところである。

外国で発行する保険証券にはそれを採用するのが一般的である。

さらに保険に関する注意事項として分損と類似しているが、工場が複数の建物で構成されている場合についてである。たとえば複数の建物を1つの合計金額にまとめて保険を掛けるとする。その場合にイギリス実務のいわゆる「特定保険」には申し込むことができない。それは、それらの財産が一つ以上の場所にあるとき複数の危険となるので、それぞれ別々の建物ないしは場所ごとに別個に保険を掛けるか、その海損という条件の対象となるいわゆる「海損分担条項 (average clause)²⁰⁾」での保険のいずれかを求められることになる²¹⁾。

例えば、2つ以上の建物区画からなる工場が£5,000という金額で保険が掛けられており、その内の一区画で建物が焼失したとすると、たとえその建物の価値が£5,000であろうとも、その建物の全体に占める価値のみが回復される。もしそうでなかったとすると、同時に一つ以上の建物が火災になる危険がないという仮定のもとに、二つ以上の建物がひとつの保険料で保険が掛けられることになってしまう。この点に関して、建築法の規定する様式の防火扉によって区切られた大きな建物の部屋および作業場は、別個の建物と考えられて、別々に保険が掛けられなければならないのである。公共倉庫または運搬の途中で波止場に保管された商品に対する特別な規程もある。

前述の理由から、保険証券に示されたその金額内であっても、様々な作業場内の設備への相当な追加ないしは再配置を施したならば、そのことを保険会社に通知すべきである。もし工場固有の環境とか他の建物との隣接などそのような改造によってもたらされたものが、火災の危険性を高くするならば、このことに関する通知をしなければ、補償請求を危険にさらす

20) 「海損分担条項 (average clause)」は、海上保険での条件で保険対象の評価額とそれに対する保険金額の比が分損の損害補償に適用されることで、それが火災保険にも利用される。Matheson, *ibid.*, p.86.

21) Charles John Bunyon, *The Law of Fire Insurance*, London: Charles and Edwin Layton, (Matheson, *op. cit.*, p.86)を Matheson は参照している。

ことになる。自ら公正な行動をしているひとは、公平な扱いをすると考えるが、それでも提供された情報が保険会社から課せられた条件を満たすものでないと、多くの場合に避けられたかもしれない困難は当該条件との適合が不十分であることから生じている。

すでに述べたように、損害に対しては損害填補ができるのみであって、原状回復（reinstatement）の請求はできないけれども、保険会社には常に保険金の支払いの代わりに原状回復をするという選択権を保持している。

火災による間接的な損壊には、イギリスの保険会社では保険が掛けられない。ロイズの保険業者には海上の危険に伴う火災の危険を引き受けるものもあり、そのような損害に時に保険が掛けられる。例えば、火災を原因として生じた時間の消費および利益の損失というものがある。つまり配送の準備が終わったないしは準備中の商品で、それに対する契約価値ないしはその期待利益の失われたものである。もしその被保険者が損壊もしくは消失した商品に対して確実に受け取るようになっていた金額を示しうるとしても、そのような事実は、真実な価値を算定するのに役立つけれど、それが請求の基準として受け入れられないだろう。現在の卸売価値が査定されることになり、それは契約価格よりも多くなったり少なくなったりする。

すべての火災保険会社の主な原則は、被保険者に火災から利益を得る機会を与えないことである。この理由から、査定がむずかしい物品における利益及び間接的な損壊を排除する²²⁾。

有形財産の損失のみが保険の対象となるという暗黙のルールがあるが、それには地代という例外がある。それははっきりとした正確な価値を持ち、他の間接的な損失ほど保険証券発効後変更されることもない。地主は火災のために失われる地代に保険をかける。工場を所有する占有者は全壊または損壊した工場を復旧する間、別の工場を使用するために支払わなければならない地代に保険をかける。しかし、年間地代の上限が一般に規定され

22) Matheson, *ibid.*, p.88.ここに Matheson が火災保険から見た評価原則の基礎に対する解釈をみることができる。

ている。直接的な火災損失の場合、地代に対していかなる金額が補償されていようと、その補償には実際に失われた金額に制限される。当然地代に保険をかけた方が良い場合、保険証券にはっきりと記載しなければならない。

V. 結び

以上、Matheson の評価論に関する二つの課題、操業停止した場合の工場の価値と火災による損害の評価を中心にしてその内容を紹介してきた。それに先立ちこれまで彼の経歴において不詳としていた部分の補足を行った。

まず、彼の経歴で補足した部分は年齢に関することである。これまで彼の年齢について筆者の不明から明らかにすることができなかった。今回 *The Engineer* 誌の死亡記事を知ることにより、その隙間を埋めることができた。彼は1840年に生まれ、1917年に死去し、およそ78年の生涯を送ったのであった。

彼の示す価値の中でここでは操業停止時に関わるものと火災による損害に関わるものを取り扱った。操業停止時の評価についてはその全体価値に関するものとその工場解体に伴う廃棄と個々に残る設備・機械類の売却価値に関するものであった。火災による損害については、火災保険における査定（評価）との関連で述べられていた。

操業停止に伴う工場価値について、立地条件の適否、利用資本の種類、暖簾の問題などの操業停止をもたらした諸要因に言及し、次いで設備・機械の価値算定に言及する。機械価値算定は基本的に継続事業と同様であるが、改造、陳腐化、暖簾、および過去の評判など価値算定で留意する点を指摘している。また、工場解体に伴う設備・機械の撤去および売却について、その設置方法が価値に大きく影響することを指摘する。そして、その売却には販売業者を介して行うことになり、その場合には仲介料やその他諸費

用を考慮したものになる。ここで機械の製造元の名称、ブランド、商標いわゆる評判が特別な価値をもち、売却時に有利となることを指摘する。

火災保険について、これは保険金などの支払いに損害額の査定評価が必要なことから、保険について論じている。そこでの基本原則は保険金査定額の金銭による支払いである。その査定での留意点として、証憑書類の有無、保険対象の範囲とその価値変動、全損や分損とくに分損については海上保険との対比などに言及している。火災から受ける時間や利益の間接的な損壊は評価の対象外となるが、有形財のみ保険対象という暗黙の了解の例外として地代をあげている。

ここで取り上げた二つの章は初版から四版まで版を重ねた中で増補がほとんど行われていない部分である。